（参考４）外国中銀等顧客口座への振替（国債資金同時受渡にかかるものでないもの）にかかる決済指図データの確認項目および確認内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認内容（注１） | | | 備考 | 参照規定  （第２章第３節中） |
| 決済照合キー | ○ | 一致 | | ― | ２．（１）イ．（ロ） |
| 取引種別 | ○ | ― |
| 連動・決済手段区分 | ○ |
| 受渡日 | ○ |
| 銘柄 | ○ |
| 額面 | ○ | 一致（注２） | |
| 受渡金額 | ○ | 一致（注３） | |
| 売り手 | ○ | 「売り手」または「渡方カストディアン」の項目のいずれかの入力内容と日本銀行が送信した決済指図データの「売り手」の項目の入力内容との一致（注４） | | 「売り手」および「渡方カストディアン」の項目の双方に入力が必要な振替については、電話により照合してください。 | ２．（１）イ．（イ）ａ． |
| 渡方カストディアン |
| 渡方決済代理人 | ○ | 一致（注４） | | ― | ― |
| 証券口座番号 | ― | １～４桁目 | 一致 |
| ５・６桁目 | ― | 払出先参加者は、自らの入力内容に従い、日銀ネットの「口座振替」に入力してください（７・８桁目については、日本銀行から入力内容の確認を受けていない場合に限ります。）。 |
| ７・８桁目 | 一致  （振替元口座が顧客口座である場合に限ります。） |
| 買い手 | ○ | 一致（注４） | | ― | ２．（１）イ．（ロ） |
| 証券口座番号 | ― | 一致 | |
| 受方決済代理人 | ○ | 一致（注４） | | ― |
| 証券口座番号 | ― | （みなし項目） | | ― | ２．（２）ロ． |
| 課税・非課税区分 | ○ | 一致 | | ― | ― |

※　上表のほか、日銀ネットにおいて、コンピュータ接続またはファイルアップロード・ダウンロード機能の利用によってのみ入力が可能な事項および「記事（下記以外）」の項目の双方または一方を日銀ネットに入力する予定などがある場合には、その旨を電話により連絡してください（第２章第３節２．（１）イ．（ハ）の規定をご参照ください。）。

※　上表のほか、振替元口座において減額の記載または記録がされるべき内訳区分として自己口Ⅰが振替の申請等において示されていることを電話により確認することがあります（第２章第３節２．（５）ロ．の規定をご参照ください。）。

（注１）システム照合項目については、「○」を付しています。

　　　　同項目のうち、検索キーとなっている項目の内容の不一致によりペアリングされなかった決済指図データについては、（注２）の場合を除き、原則、日本銀行からその内容の確認の連絡を行うことはありません。

（注２）「額面」の項目については、その内容の不一致によりペアリングされなかった場合であっても、日銀ネットにおける国債を決済する際の１件当たりの上限額面を50億とするか否か（日本証券業協会が公表する「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」をご参照ください。）の確認のため、日本銀行からその内容の確認の連絡を行うことがあります。

（注３）「０. (JPY)」で一致することを確認します。誤差一致である場合においても、払出先参加者の入力内容を電話により確認します（照合が一致したとして取扱わないでください。）。

（注４）先頭５桁が数字で全体が５桁または８桁である場合には、先頭５桁が一致していることを、先頭６桁が英大文字で、７桁目以降が英大文字・数字で全体が８桁または11桁の場合には、先頭８桁が一致していることを確認します。